

熊本市犯罪被害者等支援条例を制定しました

詳しくは、市ホームページへ



犯罪行為により身体や心が傷つき苦しむ被害者やそのご家族・ご遺族を支援し、市民の皆さんが安心して暮らすことができる地域社会を実現させるため制定しました。

わたしたちにできる支援ってなんだろう？

犯罪被害者等はさまざまな悩みを抱えています。私たちの配慮で二次被害を防止することができます。それぞれの状況に寄り添った対応が必要です。

二次被害とは

直接的な被害を受けた後に、周囲の言動等から受ける精神的苦痛等をいいます。

- 近所や職場でのうわさ、誹謗、中傷、偏見
- 周囲からの無神経な言動
- メディアの過剰取材
- SNSによるプライバシーの拡散

など



市民の皆さんができること(例)

- 挨拶など普段通りに接する
 - 求められたときに話し相手になる
 - 無責任なうわさ話はしない
- など



事業者の皆さんができること(例)

- 従業員の休暇取得等への配慮、業務量の調整
 - 従業員対象の啓発や研修
- など



犯罪被害者等の置かれた状況や心情に配慮し、地域のなかで再び平穏な生活が取り戻せるよう寄り添う気持ちを持つことが大切です。

(生活安全課 ☎096-328-2397)

増えています！悪質な「電話で『お金』詐欺」

市役所職員のみをふりをして「〇〇料や〇〇〇税の還付がある」と嘘の電話をかけ、携帯電話番号や銀行口座などの個人情報を聞き出す、ATMへ誘導し現金を振り込ませるなどの還付金詐欺被害が増えています。市役所職員が、ATMに誘導し現金を振り込ませることはありません。

合言葉「さばのおすし」を紹介するよ



消費者センターマスコットキャラクター ショータくん

最近急増中の相談事例

● 架空料金請求詐欺

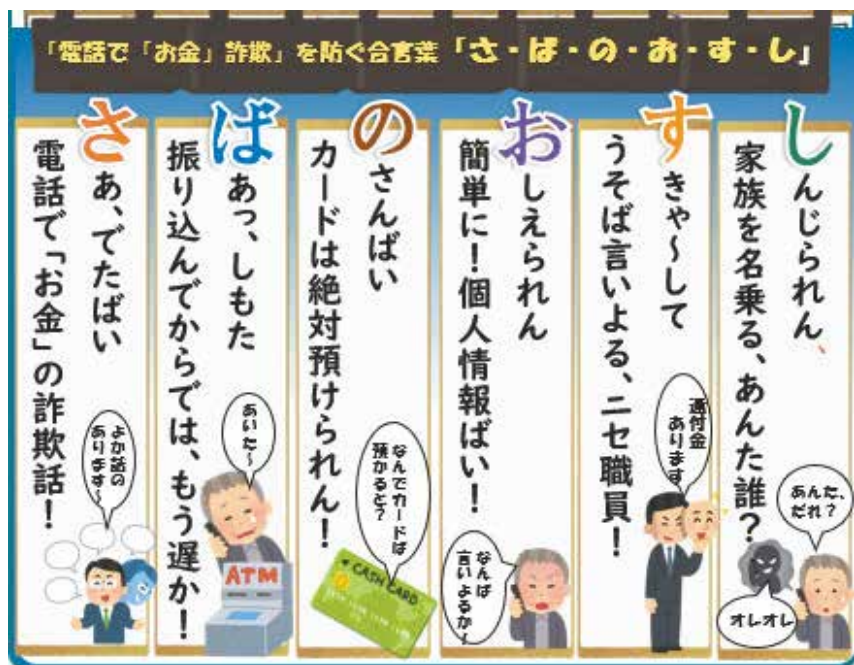
「利用料金の未払いがある」など架空の事実を口実に金銭をだまし取るもの。

● 当選金詐欺

「高額な現金が当選した」と連絡し、手数料等の名目で電子マネーなどをだまし取るもの。

そのほか、市役所職員を名乗り「コロナワクチンの補助がある」という不審な電話がかかってきたという情報も寄せられています。時勢に合わせたさまざまな手口が確認されていますので、不審な電話やメールには注意し、被害にあわないよう対策を取りましょう。

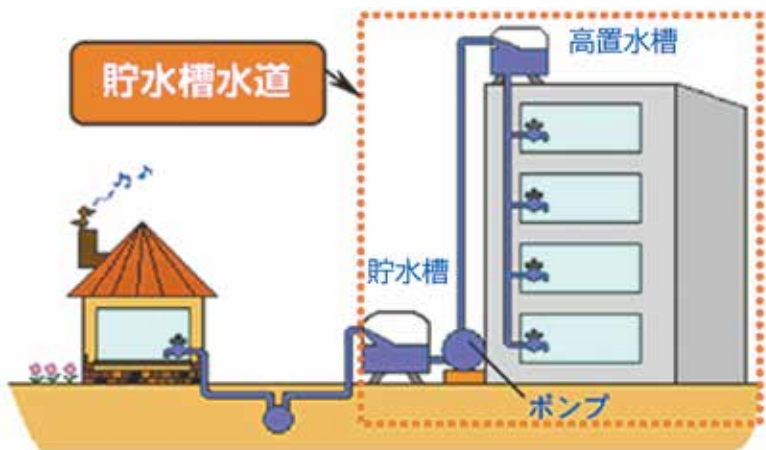
詳しくは、市ホームページへ



(消費者センター ☎096-353-5757)

貯水槽水道の設置者(所有者・管理者)の皆さんへ

貯水槽水道の適正な管理について

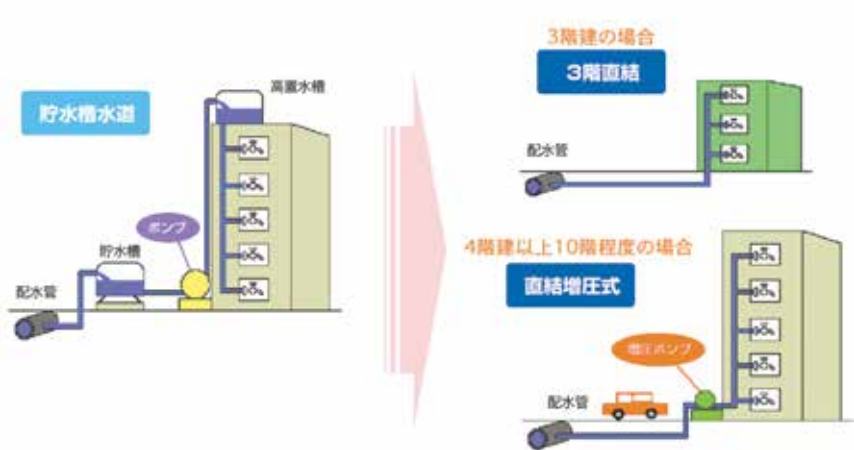


マンションやビル等の水道設備は、水道水をいったん貯水槽のため、ポンプで各階へ給水しています。この貯水槽から蛇口までの給水設備を貯水槽水道といいます。

貯水槽水道は、年1回以上の清掃と登録検査機関による検査を受ける必要がありますが、本体の破損、水あかさびの沈殿物がないか等、日常的な点検も大切です。

貯水槽の清掃は、熊本県登録業者の活用をおすすめします。

直結給水への切り替えについて



上下水道局では、貯水槽を経由しない3階直結・直結増圧式給水の普及を推奨しており、一定の基準を満たすことで既設の貯水槽水道からの改造もできます。

ミネラルが適度に含まれた水道水をより新鮮でおいしくいただくために、直結給水方式への切り替えを検討しませんか。

直結給水への切り替えのご相談は、電話で給排水設備課へ。

(上下水道局給排水設備課 ☎096-381-1152)